

Safer Future ~ 安全な未来へ ~

運輸安全委員会ニュースレター

特集号

Japan Transport Safety Board Newsletter

- はじめに 1
- 平成21年に新たに調査対象となった遊漁船・瀬渡船関連事故の状況 2
- 事故等調査事例（4事例） 3

はじめに

当委員会は、新潟県佐渡島東方沖において遊漁船が沈没し、遊漁客等5人が死傷した事故（平成20年9月発生）についての調査報告書を公表しました。

遊漁船業については、「遊漁船業の適正化に関する法律」の改正により、平成15年4月から都道府県知事への届出制が登録制へ移行するとともに、新たに業務規程の届出、遊漁船業務主任者の選任等が義務付けられ、遊漁船利用者の安全確保のための措置が強化されています。冒頭の遊漁船沈没事故は、このような中で発生しました。

本事故調査報告書において当委員会は、「遊漁船業者が業務規程を遵守しなかったことなどが関与し、事故時における救助機関への通報の遅れにつながり、多数の死傷者を生じる結果をもたらした」と指摘するとともに、「遊漁船利用者の安全確保の見地から、水産庁長官に対し、遊漁船業者等への講習会の充実・強化や事故発生の早期通報などに関して都道府県知事への助言等を行う」よう意見を述べ、遊漁船利用者の安全確保について、より一層の徹底が図られるよう求めているところです。

遊漁船・瀬渡船の利用者が、安全に楽しく遊漁等を行えるよう、遊漁船業者、業務主任者等は、業務規程の趣旨・内容を十分に理解したうえ、状況に応じ適切な措置・連携をとるなど、常に利用者の安全を考えた運航を心がける必要があります。

今回は、これらのことを踏まえ、遊漁船・瀬渡船の関連した事故の発生状況や公表された調査報告書の事例を取り上げ、特集号を発刊することといたしました。

本特集号が、遊漁船業者等への講習会において教材として活用されるなどにより、遊漁船利用者の安全確保に向けた取組みに資することとなれば幸いです。



遊漁船沈没事故に係る、水産庁長官に対する意見

http://www.mlit.go.jp/jtsb/shiphoukoku/ship-iken1_20091218.pdf